

Title	コミュニケーション摩擦と社会公正：国際ディベート大会での調査から
Sub Title	Communication friction and equity : from international debate competitions
Author	鈴木, 雅子(Suzuki, Masako) 境, 一三(Sakai, Kazumi)
Publisher	慶應義塾大学外国語教育研究センター
Publication year	2010
Jtitle	慶應義塾外国語教育研究 (Journal of foreign language education). Vol.7, (2010.) ,p.47- 72
JaLC DOI	
Abstract	At increasingly multicultural and international communities, increase of cultural frictions is an issue. Through foreign language learning, students now need to gain ability to advocate their ideas without causing cultural frictions often triggered by offensive or insensitive speeches. This study first focused on an international students association, World Universities Debating Championships (WUDC) and found that there are considerably diverse participants involved although participation from low income states and non-English dominant regions are still limited and need to be encouraged further. Second, it examined recent moves to prevent cultural frictions at WUDC by adding Equity Officer to its executive board and setting its Code of Conduct. This research then examines if concept of argumentum ad hominem is applicable to the violation of aforementioned Code of Conduct. This research found significant differences between ad hominem fallacies and insensitive speeches toward minorities. Therefore we need to develop separate theories and definition. From a number of sample statements which possibly cause cultural frictions at international debate events collected by this research, it is shown that such statements are not necessarily on minorities with specific geographical areas to belong to. There are several reasons why moves towards equity are struggling and the lack of clear definition of insensitivity is the first. In order to practice the critical cultural awareness education, we further need to collect more samples, work on typology and clarify the definition of insensitive speech.
Notes	調査・実践報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12043414-20100000-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

コミュニケーション摩擦と社会公正： 国際ディベート大会での調査から

鈴木 雅子
境 一三

Communication Friction and Equity: From International Debate Competitions

At increasingly multicultural and international communities, increase of cultural frictions is an issue. Through foreign language learning, students now need to gain ability to advocate their ideas without causing cultural frictions often triggered by offensive or insensitive speeches. This study first focused on an international students association, World Universities Debating Championships (WUDC) and found that there are considerably diverse participants involved although participation from low income states and non-English dominant regions are still limited and need to be encouraged further. Second, it examined recent moves to prevent cultural frictions at WUDC by adding Equity Officer to its executive board and setting its Code of Conduct. This research then examines if concept of argumentum ad hominem is applicable to the violation of aforementioned Code of Conduct. This research found significant differences between ad hominem fallacies and insensitive speeches toward minorities. Therefore we need to develop separate theories and definition. From a number of sample statements which possibly cause cultural frictions at international debate events collected by this research, it is shown that such statements are not necessarily on minorities with specific geographical areas to belong to. There are several reasons why moves towards equity are struggling and the lack of clear definition of insensitivity is the first. In order to practice the critical cultural awareness education, we further need to collect more samples, work on typology and clarify the definition of insensitive speech.

1. 背景・目的

21世紀の最初の10年は、同時多発テロ（9.11）に始まり「文明の衝突」¹という言葉が改め

て注目を浴びる出来事が立て続けに起きた。対テロ戦争とそれに付随した様々な問題からトルコの EU 加盟の是非までその現れ方は様々ではあったが、今日の国際ニュースにおいて文明・文化間の摩擦を意識しないことは困難である。そうした世相の中、深刻な文化摩擦を背景に表現・言論に対する規制が論じられる場面も激増している。良く知られているところでは公共の場でのブルカ着用禁止への動き（フランス）や、ムハンマドの風刺画に関する論争（デンマーク）、ホロコースト否認を行った作家の逮捕（オーストリア）などがあり、また衆人の前でコーランを燃やすことを計画した牧師に関する騒乱（米国）は記憶に新しい。これらの例ほど耳目を集めるには至らずとも、表現・発言が文化摩擦と時に激しい対立を生むことは日常的である。

こうした環境の中で、現代の外国語学習・教育は新たな使命を負ったものと考えられる。それは、異なる背景と自我を持つ他者に配慮し、不要な文化摩擦を起こさず且つ能動的発話者であり続ける能力の養成である。他者を理解しようとし他者の痛みに敏感たろうとする心を養成するには、実際の多文化状況での活きたコミュニケーションを体験することが重要である。学生たちが文化交流の現場に身を置く機会をより多く持てるよう様々な働きかけもされている。本調査では、中でも国際学生交流の団体が文化摩擦にどのように取り組んでいるのかを調査し、実際に摩擦が顕在化した事例を基にそのような取り組みが直面している問題を明らかにしたい。

2. 手 法

本稿は大まかに二つの調査を基にしている。

一つ目は国際学生交流団体である World Universities Debating Championships (WUDC) の多文化状況の実態に関する調査である。WUDC はスポーツ以外の国際学生交流団体として世界一の規模であると言われ、2008年のバンコク大会は過去最大の260大学（約1350人）の学生を世界中から集めた。日本からの参加も増加傾向にあり、2007年のカナダ大会では96人に達した。慶應義塾大学からの参加は1999年のフィリピン大会以来12回にわたり継続している。ここでは参加者達は様々な国際的社会問題について他の参加者達と議論を交わし、同じく様々な国・大学から集まった審査員によって勝敗を与えられる。大会の使用言語は英語である。WUDC の各主催者は大会終了後にタビュレーション・データ²を公表しており、本調査は1997年から2006年までものを入手した。このデータに含まれるのは46カ国からの延べ4896人の選手と延べ1836人の審査員である。こうした参加者のプロフィールを多角的に集計することで、WUDC の多文化状況を分析した。

本稿の二つ目の調査は、WUDC における文化摩擦回避への取り組み状況に関するものである。前出の WUDC での Code of Conduct 策定までの取り組みと、WUDC を含めた学生ディベート大会で実際に見られるコミュニケーション上の文化摩擦に関する調査を行った。前半部分の調査は実際に取り組みに関与することによる内部観察である。本調査を行った鈴木

は WUDC 評議会の初代 Equity Officer として 5 年間にわたり様々な差別発言を巡る調査及び対応協議に関わった。後半部分の調査は WUDC、World Schools Debating Championships、Australasian Interschool Debating Championships、International Debate Education Association Youth Forum、All Japan High School English Debate Tournament の試合をビデオ撮影し、書き起こしたスクリプトから問題を含み発言を抜き出した。また、実際に大会から差別発言であると断じられた事例に関しては、大会側の対応とそれに対する参加者の反応も記録した。WUDC 評議会 Equity Officer という特殊な立場から入手した情報も多々あるが、本稿では守秘義務の及ばない公表済みの情報と情報源を特定しない形での分析のみを記している。

最後に、これらの調査結果を基に文化摩擦回避のための試みが現在直面している問題について考察を行った。

3. 多文化状況の実態

1997年から2006年のタビュレーションデータを集計したところ、WUDC 参加者には以下のような特徴があることが分かった。

a. 参加国数の推移

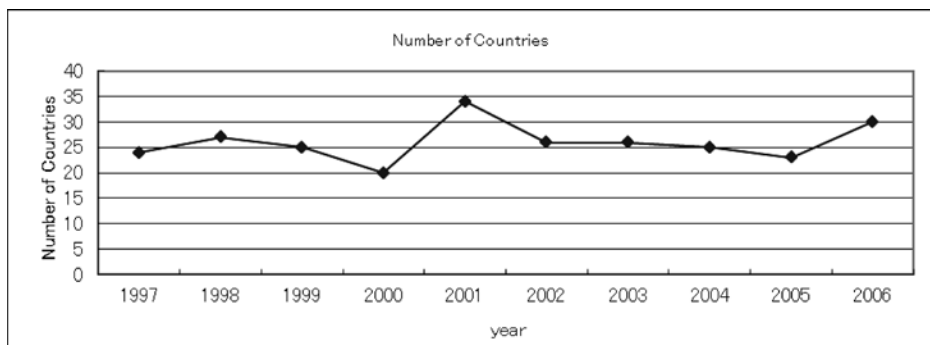


Figure 1. WUDC 参加国数の推移

Figure 1 に示されるとおり、参加国数の変化は大変緩やかである。大まかに言えば10年間かけて20ヶ国前後から30ヶ国前後へと増加したと言える。多くの常時参加している国々以外は参加が断続的であり、その多くは途上国もしくは英語を外語とする国々である。

1997年から2006年の間の参加国は次のとおりである。(政治体制の変化や領土の返還、国の分割等により10年間の間に国名や数え方に変化が生じている。以下は初回参加時の BBC Country Profile に寄っている)

地域	国名	国数
Africa	Botswana、Namibia、South Africa	3
Europe	Croatia、Czech Republic、Estonia、France、Germany、Greece、Ireland、Israel、Latvia、Lebanon、Lithuania、Moldova、Netherlands、Portugal、Romania、Russia、Serbia & Montenegro (Yugoslavia)、Slovenia、Sweden、Switzerland、Turkey、U.K.	22
Americas	Bermuda、Canada、Jamaica、USA	4
Oceania	Australia、New Zealand	2
Asia	Kyrgyzstan、Uzbekistan、Bangladesh、India、Pakistan、Indonesia、Malaysia、Philippines、Singapore、Thailand、China、Hong Kong、Japan、South Korea、Taiwan	15

Figure 2. 各大陸の参加国

b. 大会規模の推移

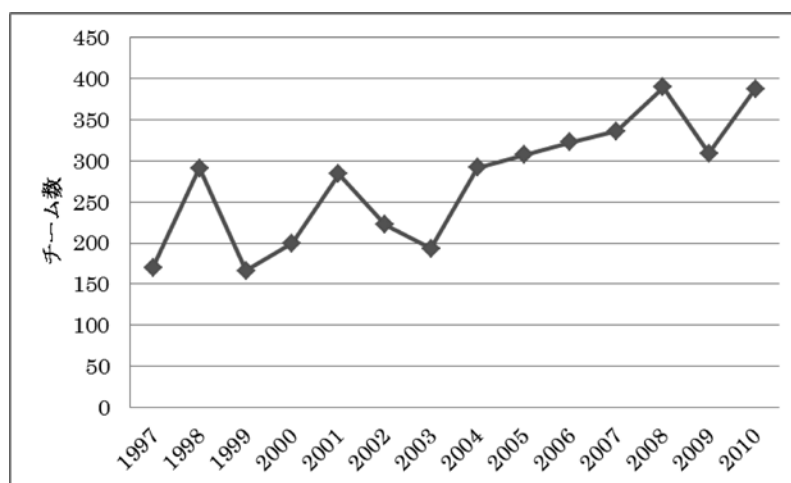


Figure 3. WUDC 大会規模 (チーム数) の推移

これに対し、参加者数の伸びはかなり大きく、170チームだった1997年から2008年には390チームと倍以上になっている。現在、主催者側の施設容量が理由となり400チームを超える参

加は受け入れない状態が続いている。今後は地域大会で一定の成績を取めなければ参加が認められない体制への移行もありえる。

c. 各地域の参加規模

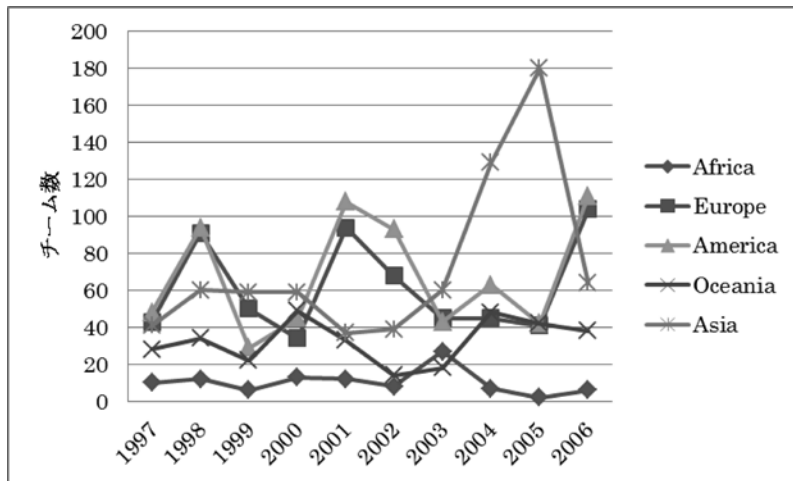


Figure 4. WUDC 各地域の参加規模推移

各地域のバランスとしては、以下のことが見て取れる。

- i. アジアからの参加規模の増減が大きい
- ii. ヨーロッパと南北アメリカの参加規模は密接に連動している
- iii. オセアニアの参加規模はアジアのそれと似ているが変動はアジアより小さい
- iv. アフリカからの参加規模はアフリカ開催の年を除いて低調のままである

最も変動の大きいアジアに注目し、変動の原因を探ってみたい。アジアからの参加をアジア内の各地域に分類すると以下ようになる。

地域	WUDC 参加国名	国数
Central Asia	Kyrgyzstan、Uzbekistan	2
South Asia	Bangladesh、India、Pakistan	3
South East Asia	Indonesia、Malaysia、Philippines、Singapore、Thailand	5
North East Asia	China、Hong Kong、Japan、South Korea、Taiwan	5

Figure 5. アジア内各地域の参加国

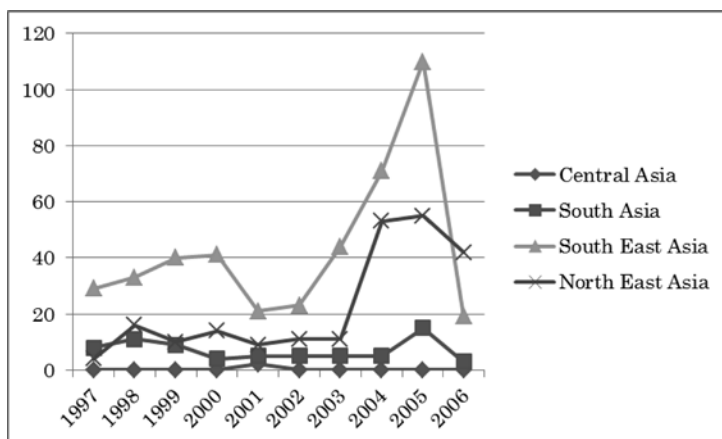


Figure 6. WUDC アジア各地域の参加規模推移

ここからアジアの参加規模について分かることは以下である。

- i. 中央アジアと南アジアの参加は低調である。
- ii. 変動の要因は東南アジアと北東アジアにある。
- iii. 東南アジアは経済的要因による変動が大きい（飛行機代・参加費共に安く済むアジア開催の年に参加が多くなる）。
- iv. 北東アジアからの参加は2004年に急増し高い位置で推移している。
- v. 北東アジアは経済的要因による変化を大きくは受けない。

d. 出身国の経済状況

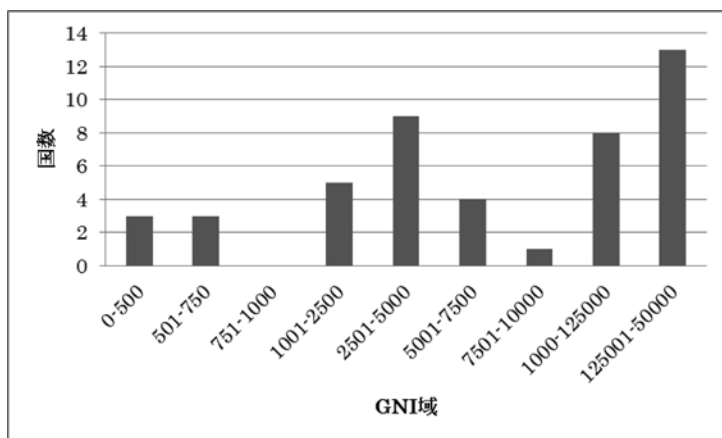


Figure 7. GNI 値と参加国の分布

参加国の経済状況については、Figure 7 に示されるとおり、GNI 値の高い国が多く、意外なほど中間層からの参加国が少ない。

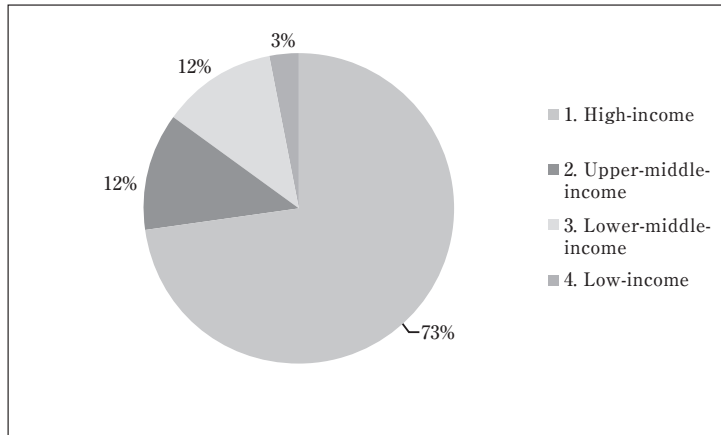


Figure 8. 経済力と全体に占める平均参加規模 (1997-2006)

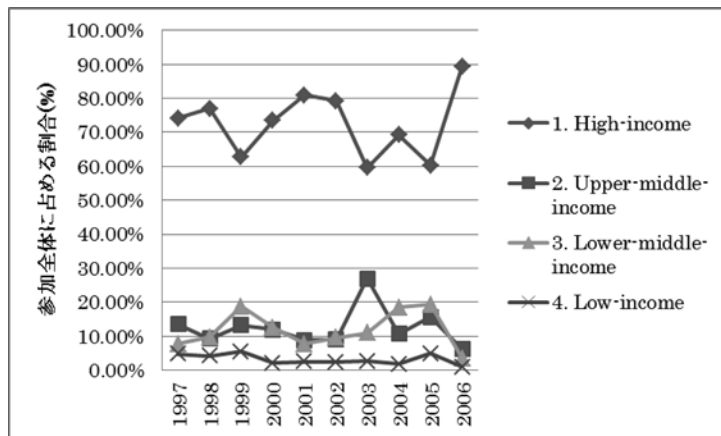


Figure 9. 経済力と全体に占める割合の推移³

Figure 8 及び Figure 9 から、経済力による国際交流へのアクセスの差は大きいことが確認された。人口比では多数派を占める第3、4グループからの参加は15%に過ぎない。また、第3、4グループからの参加も貧困国のトップエリート層のみの参加であるとの批判もある。その意味で世界の多数派の声が不在の状態での議論であり世界大会であることに注意が必要である。特に、日本は最も経済的には恵まれている第1グループに属しており、他のグループに対する配慮を意識的に行うべきであろう。

総じて少ない途上国からの参加ではあるが、途上国が集中している地域で開催される際には参加率が高まることも確認された。そのため、五大大陸をまんべんなく回るロテーション制を求める声や、可能な限り先進国ではなく途上国密集地域を開催地として選ぶべきとの意見もある。実際に2008年以降2012年主催予定地までは、タイ、トルコ、ボツワナ、フィリピンと連続して先進国外の主催地が選ばれている。

e. 宗教と言語

「文明の衝突」で最も重視された宗教と言語については選手個人の詳細なデータが公表されていない。宗教的には一神教が主流のようであり、食事もコーシャー、ハラール、ベジタリアンのものが No Special Requirement のものと並行して毎年用意されている。

英語を第二言語とする ESL⁴選手、外語とする EFL⁵選手の定義については長く論争が続いているが、両グループとも参加は増加傾向にある。2006年まで合わせて80チーム前後であったのが2010年トルコ大会には ESL に88チーム / 170人、EFL に43チーム / 104人、合わせて131チーム / 274人が登録している。大会全体の約3割が英語を第二言語 / 外語にしている参加者ということになる。世界の人口比を考えればまだ多いとは言えず、今後の参加拡大が期待される。

しかし総じて参加地域、経済的背景、宗教、言語圏などそれぞれにおいて参加者は多岐に及んでいる。また、多少の抵抗は見られるものの全体的に多様性をより確保する方向に努力がなされている。学生が多文化環境でのコミュニケーションを実践する場としては、上記のような点に留意する必要があるがかなり望ましいと思われる。また、多言語・多文化状況が増す現代社会に即した外国語学習の課題を論じる上でも、多言語・多文化な学生が集まりコミュニケーションを図る国際ディベート大会は望ましい観察対象である。

4. Women's Forum、Equity Forum、そして Code of Conduct

このようなコミュニティ構成の WUDC で、最も早くから問題視された文化摩擦を生じる差別・抑圧発言は女性参加者に対するものであった。参加者の質問を受け付ける際に女性二人組みのチームに対し「質問は可愛いほうから受け付ける」と言った男性選手がいたといった個々の発話内容についての問題から、全体の参加者に占める女性の希少性や女性参加者の評価が正当に行われているかといった構造上の点まで議論は及んでいった。また、大会中のパーティにおいて発生したハラスメントへの対応も必要となった。こうした経緯に伴い Women's Forum が開催されるようになったようである。国代表の集まる評議会で選出される評議会役員に、この Forum の運営と女性参加者の声を代弁する役割を担う Women's Officer が加えられた。

その後、人種・宗教・経済力・言語の差から不利な扱いを受けていると感じる参加者たちの声が高まり、同大会の評議会は2004年（シンガポール開催）より Equity Officer の設置に踏み切った。翌年の2005年（クアラルンプール開催）には、Women's Forum に呼応して Developing Nations' Forum が設けられ、Equity Officer がこの運営を任された。しかしながら Equity の問題は必ずしも参加国の経済もしくはディベート・コミュニティの未発展に起因しないことから、この Developing Nations' Forum という名称自体が差別的であるとして改名が叫ばれた。2007年大会からは名称が Equity Forum と改められた。しかしながら2011年大会では大会スケジュールに Equity/Developing Nation's Forum と記載され、認識が共有されていないことが顕著となった。

Forum の設置に続き、2006年頃から他の国際集会（IOC や FIFA など）と同じように Code of Conduct/Ethics を定め、全ての主催団体への妨害行為、違法行為、ハラスメント行為と並んで差別的発言・行動も禁ずべきであるとの提案もなされるようになった。総論賛成の中、各主催地の法律的背景も考慮に入れるべきとの意見も出された。これは実際の主催・運営を行うのは評議会自体ではなく、評議会の誘致選挙に当選した大学であるためである。その結果、評議会の憲章には Code of Conduct のガイドラインのみ掲載することとなり、各主催者には当該国の法律に準じた Code of Conduct を用意することが義務付けられた。現在、各参加者は毎年小幅変更された Code of Conduct に署名の上参加登録することとなっている。

参加者は Code of Conduct 違反（Equity Violation）と思われる状況に遭遇した場合、Equity Officer に訴えることができる。Equity Officer は訴えを聞いた後、報告者が正式に調査（official filing）を望むかどうかを尋ね、正式な調査が必要な際には関係者へのインタビューや証拠資料の確保など調査活動を行う。調査の結果 Code of Conduct の違反が確認された場合には運営者側と相談の上しかるべき対処（警察への通報も含む⁶）に踏み切ることとなる。このような調査活動が2005年及び2006年に行われた結果、大会運営側が評議会の Equity Officer の調査に協力的でないケースも見られた。これは、評議会の役員とはいえ「余所者」である評議会の Equity Officer が、運営側のスタッフに度々情報提供を依頼することへの苛立ちと不信に起因していると思われる。特に主催・運営団体に対するクレームを処理する際にその問題は顕著であった。また、差別の存在自体を全面否定し、Equity に関する試み全体を不快に感じる人も相当数存在し、その声は開催地が欧米の際より大きくなるようである。誰でも差別の加害者と疑われるのは嫌なことであり、疑いの対象とされがちな欧米の英語圏の参加者が感じる抵抗感が強いのは想像に難くない。その結果、2007年のカナダ大会以降は主催・運営側が自分たちのスタッフの一人を主催者側 Equity Officer として立て、評議会の Equity Officer と共同で調査にあたるようになった。この場合、どちらの Equity Officer がクレームの受付窓口になり、どちらが主導権を持って調査を行うのかは曖昧なままであり、憲章には明記されていない。2009

年及び2010年は主催側が窓口となり調査も行い、評議会の Equity Officer はあくまでも監督役という分担となったようである。これは、主催者側が何らかの差別行為を行ったというクレームが出にくいという構造的な問題を抱えている。具体的には、2001年のスコットランド大会で会場から近い宿舎に有力大学が集中し、会場から遠い宿舎に無名大学が集中したとされる問題や、2007年のカナダ大会において参加者の出身地によってパーティ会場を振り分けていたという疑い、2008年大会の審査委員長団がアジア地域の審査員を正当に評価せずアジアからの予選通過者が少なくなったという訴えなどが過去の例として挙げられる。この真偽は調査による確認を要するが、このような主催団体に関する事例の参加者による指摘が現在は構造上困難である可能性が高い。Equity Officer の独立性の確保は今後の課題であると思われる。

5. Ad Hominem な議論と差別的議論や配慮に欠けた議論

このように文化摩擦、特に差別的と思われる言動は Equity Officer に報告されることがある。その中にはディベート中の議論/発言に関するものも多い。しかしながら多くの場合、差別的議論とそうではない議論の境界線は曖昧であり、明確な基準は確立されているとは言えない。

従来 fallacy (誤謬) 研究では、argumentum ad hominem (对人的議論)⁷を fallacy の一形態と分類することが多い⁸。Argumentum ad hominem は話者の信用に関わる議論全体を指すもので、その全てが fallacy というわけではないとする立場もある⁹。この立場では議論の焦点と関連性の低い私的で個人的な事柄を対人攻撃的に用いた場合のみを問題視するべきということになる。しかし ethos (エトス) が軽視されがちな現代の議論学研究では、総じて argumentum ad hominem 全体の妥当性が低いものと考えられがちである¹⁰。現在注目を集めている Pragma-Dialectics の fallacy 研究もまた、argumentum ad hominem を fallacy の一種と捉えている¹¹。

それでは、argumentum ad hominem の定義を差別的議論の定義として用いることはできないであろうか。Argumentum ad hominem についての先行研究は多岐に及んでおり、これらを参照することができれば差別的議論の定義が容易になるかもしれない。しかしこれには幾つかの問題がある。まず、argumentum ad hominem が議論に加わっている話者を対象としているのに対して、Equity Violation とされる差別的議論の対象は必ずしもその場に居合わせるわけではない。対象の拡散によって定義の明確化はより困難となる。二点目として、前段で述べた「良い argumentum ad hominem」と「悪い argumentum ad hominem」を区別するべきと考える立場では argumentum ad hominem ではあっても攻撃性はない場合もある¹²。特定のグループに対する攻撃性が差別的議論の重要な要素であるとするならば、その攻撃性の基準探しに argumentum ad hominem の場合にはない困難が予想される。三点目として、誰かの発言を差別的議論であると指摘すること自体が argumentum ad hominem となる可能性である。

これは差別的議論であると指摘することにより開かれた議論がかえって損なわれるという恐れを生むものである。この点については既に fallacy を fallacy と呼ぶことの fallacy 性が指摘されており¹³、同様の問題が差別的発言の指摘にも当てはまる可能性が高い。

差別的議論の定義を行い Equity Violation の基準を明らかにするには、数多くの差別的議論と見做しえる事例を収集しその類型論と定義の明確化を図る必要がある。本稿はその第一段階として、実際のスピーチのスクリプトから差別的議論の候補となるサンプルを収集し次のようなケース・スタディを行った。

6. コミュニケーションにおける文化摩擦と差別的発言による Equity Violation

本項では、WUDC に限らず様々なディベート大会で文化摩擦を生じた（もしくは生じる危険性が認められる）発言事例を報告する。

文化摩擦を生じる発言の形態も現れるシーンも多様なようである。本研究で観察されたものも、(i) 故意になされたと思われるもの / 摩擦を起こす意図はなかったと思われるもの、(ii) 多くの聴衆の前で公的にされたもの / 私的な会話でなされたもの、(iii) 差別・抑圧対象となる集団が不在の場で行われたもの / 対象集団の眼前でなされたもの、(iv) 話者（選手）によってなされたもの / 聴衆によって表現されたもの、など様々であった。以下にその幾つかを紹介したい。

事例 1-a：企業における女性役員の登用義務化についてのディベート

否定側：*It's not - a woman doesn't decide where she wants to work based on whether she can go into this nice fluffy womanly environment that we have told about.*

このディベートは WUDC2010年大会の審査員試験のため2009年12月にオンライン配信されたため多くの参加者の目に触れた。この発言で問題視されたのは nice fluffy womanly environment という表現である。この表現は「女性らしさ」を非生産的・非効率的で夢見がち、瑣末なことにあれこれ惑いがちであることとして見下していると捉えた参加者も多く、Women's Forum をはじめとした集会で問題視された。評議会でもその点が Women's Officer から簡単に指摘された。大会主催・運営側はこの試合を審査員試験用に採用したことは必ずしも議論の中で出た意見全てに主催側が同意していることを意味しないとの釈明を行った。また、審査員試験用の試合撮影がスケジュール上困難だったことから、他に選択肢がなかったことも説明された。

事例1-b：企業における女性役員登用義務化についてのディベート

否定側：*This means that actually these women tend to be elite women who don't necessarily always sympathize with the common women that we have been told about by the proposition. These women look at themselves and they think, look I managed to get to this stage in the company without the help of anyone else. Why should I be helping another woman work her way up the company just because she is incapable.*

同審査員試験用ビデオでは事例1-bの発言も見られ、こちらについても論争が起きた。「エリート女性」と「一般の女性」という分類の是非と共に、「キャリア志向の女性は慈悲に欠ける」という発言内容の適切さについても議論が紛糾した。

事例2-a：国連による文化権拡大についてのディベート

肯定側：*They (Roma people) have no written language. Well, they have written languages, but this written language differs in each country. So, you see that they have no one global written language for all the minorities. And as a result, they have no possibility to get education in their own language because it's impossible to create any textbooks or any educational materials for them to get education in their own language. (中略) So, providing the education to these poor minorities will be the first step in expanding the protection of cultural rights.*

事例2はWUDCではなくInternational Debate Education Association Youth Forum (IDEA YF)の試合からのものである。この試合には数百人の聴衆がおり、その中に3名のロマ民族の生徒がいた。試合後、彼らから上記の発言に事実関係の誤りが多いことが指摘された。具体的にはロマ民族にも中央集権型の教育・教材が存在するという指摘であった。また、こうした誤情報を元に poor minority と断じられた憤りも述べられた。また、同試合中否定側から以下のような発言もあった。

事例2-b：国連による文化権拡大についてのディベート

否定側：*From our point of view, the problem they have chosen is totally artificial because now Roma minorities, which exist in many, many countries in the world but do not comprise a significant population. (中略) They are not function-driven in*

several places. They occurred all over the place. So, you cannot establish schools for 10 Roma people in one community.

これは、少数であれば権利を持たない、という意味にも受け止められるため少数者全般に対し攻撃的とも考えられる。しかし同試合では以下の否定側による発言が最も深刻に受け止められた。

事例 2-c：国連による文化権拡大についてのディベート

否定側：*(Roma people) do not exercise the right to get education in their language, not because this right is violated, not because they are prevented to do so, but simply because they do not want to. (中略) They are reluctant to get education because this is their point of view, in part, and education. (中略) But the Roma people, their culture of living is that they do not feel need for education. (中略) The other thing is most of us think that Roma people are criminals. Well, we think of that because most of them are uneducated. They cannot work, and if they cannot work, they have to steal sometimes, so they can survive. And that's why some of us think that Roma are criminals.*

これらの一連の発言は、特定の民族が学習意欲に欠けるとか、特定の民族は犯罪者集団であるといった極めて差別的な内容となっている。更に、大多数の聴衆（主に高校生）がこれらの発言に拍手を送り同意を示したことが、同席していたロマの生徒を泣かせるに至った。

IDEA YF には Equity Officer の制度はないが、参加者が中学生・高校生であること、主催団体が毎年同じ NPO 法人であることもあり、こうした差別的発言への対応も迅速且つ一貫している。この試合の数分後には教員たちが次々と立ち上がり、他者への思いやりを持った発言の重要性や差別的発言への戒めが述べられた。また、主催者が通訳を用意しロマの生徒たちに壇上での発言の機会が設けられた。

このような迅速な対応は残念ながら他の大会では見ることが難しい。例えば後に述べる2010年 WUDC トルコ大会が取った対応は対照的である。本研究では2010年 IDEA YF オランダ大会にて、IDEA の Equity に対する取り組みをインタビュー調査した。そこでは IDEA の職員と YF のための臨時職員から、仮に2010年 WUDC トルコ大会同様の発言が IDEA YF で行われたとしたら、即その発言者を帰国させた上で、被差別側の参加者のケアと参加者の対話集会の開催を何よりも優先して行うとのことであった。

事例3：東アジア共通歴史教科書のディベート

Japan has been extreme right wing but gradually moving towards left.

事例4：国際捕鯨委員会での買票行動の是非のディベート

Even land-locked Luxemburg vote for whaling because of the Japanese bribery

上記の二例は Australasian Intersarsity Debating Championships からのものである。事例2-aの事実関係の誤りと類似している。事例3に関しては、ワールドカップ後に生まれた『ブチ・ナショナリズム』『スポーツ・ナショナリズム』といった語、首相の靖国参拝、反日デモなどが報じられた後であったため、日本人参加者からは事実と逆であるという感想が挙げられた。事例4についても同様に、ルクセンブルグは反捕鯨国であり日本の提案に賛同する票を投じたことがないことから、事実と反する。しかしながら、聴衆からは informative で良いディベートであったという感想が聞かれ、聴衆が誤謬に気がつく可能性には限界があることが確認された。

次に挙げる事例5は大会の予選や本選とは別に余興として開かれている審査員の国対抗試合でのものである。余興として行われる性質上、冗談や下品な話題を連想させるような発言が例年頻出するコメディの要素が特異な点である。2010年に行われたこの決勝戦の論題は This House would push the button. であったが、この論題自体も性的な連想を促しかねないものであったとの見方が英語を第一言語とする参加者幾人から得た感想である。そのような状況を反映し、論題中のボタンはミサイルのボタンとも、人工衛星の発射ボタンとも、原子力発電所の停止ボタンとも受け取れるわけだが、肯定側の提示した解釈は児童買春の合法化であった。以下はこの試合における否定側のメンバー、Woon Lee 氏 (London School of Economics 擲出の審査員) による発言である。

事例5：児童買春合法化のディベート

This is for my yellow brothers. Konnichywa bitches. (中略) Even when the patrons are Asian, see my Konnichywa bitches. (中略) I can get fucked up anyway so it's only about ESL. (中略) This brings us to our second kind of thought, why do we need child prostitutes when EFL students can just be your sex slaves.

会場ではこの一連の発言に笑い声と拍手が送られ、全体としては発言を歓迎するムードであった。しかしその場に居合わせた英語を外語とする参加者達（日本人ではなかった模様である）からは Equity Officer に訴えが出され大きな波紋を呼んだ。その後 Equity Team により

正式に Equity Violation であるとの認識が公表された。Woon Lee 氏への処罰としては、本選の審査パネルから除くことと公式の謝罪を求めることが発表された。しかしながら、謝罪スピーチは「冗談を解する心が必要だ」という趣旨のものであり、英語を外語とする人には冗談がわからないという重ねての ESL/EFL 批判であった。このような状況の中で、差別発言の矢面となった日本人参加者、特に女性に対して、夕方以降外出する際は用心するよう助言する声も聞かれた。大会の終盤には、「あんなこと (Equity Violation) があったので、ちょっと今は外人が怖い」¹⁴とドキュメンタリー映像のインタビューで答える日本人の女性参加者もあり、配慮に欠ける発言が引き金となって集団間に摩擦の火種が生まれる過程が観察された。

この一連の発言の背景には、先述のとおり Equity への取り組みに対する英語圏での強い不快感と、第 2 項で述べたとおり北東アジアからの参加規模が急激に増加したことにより、評議会における ESL/EFL の待遇改善をめぐる交渉力バランスに変化が生じたことがある。

世界中から関心を同じくして集まった学生の集まりで、「英語を外語とする人間を性的奴隷にすれば良い」という発言が飛び出したことへの衝撃は大きく、言語差別 (Linguicism) に関する議論は今後も紛糾しそうな様子である。後述のとおり「英語を外語とする人間は冗談を介さない」と Lee 氏に同調する声も少なくない。

次の事例は障害に関する発言である。

事例 6：自閉症児のノーマライゼーションに対する経済支援についてのディベート

否定側：*Autistic children are genius. They might be the latest model of human evolution.*

この発言は 2007 年 Australasian Intersociety Debating Championships で行われたものである。本来ノーマライゼーションとは、障害がある場合でも人生における選択肢は幅広く確保されるよう、社会を変える試みを指す。中島義道によればノーマライゼーションとは、「障害者も健常者と「同じ権利と義務、可能性をもっている」ことを認めよ、という運動」¹⁵である。しかし否定側は経済的支援をすれば、自閉症児に健常者の生き方をしよう圧力を加えることになりむしろ自閉症児の選択肢を狭めるとした。ここで問題となったのは、自閉症児が健常者とは異なるライフスタイルを選択することが重要であるとして、その根拠を自閉症児のほうが優れているからとした点である。果たしてどのライフスタイルが他より優れていると客観的に断じられるものなのか、断じて良いものなのか、ということである。この点について、審査パネルの意見が大きく分かれ議論が紛糾した。

また、これは少数者である自閉症児を優れていると肯定的に評価している限りにおいては許容され、少数者を見下す発言とは異なると考えるべきであろうか。そもそも現代の多様性を歓

迎する社会では、各人が選択するライフスタイル間に優劣をつけないことが暗黙の了解とされている。たとえば異性愛者と同性愛者のライフスタイル、アメリカ人と日本人のライフスタイル、英語を第一言語とする者とそうでない者のライフスタイルの間に優劣があるのだとすれば、多様性は必ずしも歓迎すべきものとはならない。他者危害の原則に反しない限りは優劣に踏み込まないことが良いとされていると言って良いであろう。

こうした数々の事例は文化摩擦を生んではいても、必ずしも国際コミュニケーションに特有のものではない。確かに幾つかは特定の民族を対象としているが、事例1や事例6のように性別や障害といった地理的な限定のない文化に対するものも多い。そのことを如実に表しているのが次の日本国内の英語で行われたスピーチの事例である。

事例7：成人年齢の18歳への引き下げについてのディベート

否定側：*Under the status quo, you need parent's approval to marry until 20 and boys don't have to marry in case of unexpected pregnancy of their partners. But after the plan is adopted, the girls will be able to pressure them to marry and life of boys with bright future will be ruined.*

このスピーチは、未成年の男性の性的パートナー（同じく未成年の女性である可能性が高いと思われる）に墮胎や独りでの出産・子育てを迫る方が、未成年の男性が結婚を迫られるよりも良いということを意味している。ここから、妊娠・出産は男女双方の責任であるという意識が希薄であることと、男性の将来（キャリア）と女性の将来（キャリア）では前者の方が重要であるという意識が濃厚であることが見て取れる。

また、以下は否定側の“*dispatched working is the only option for women and elders*”という議論に対する肯定側の反論である。

事例8：派遣労働禁止のディベート

肯定側：*Women and elders make a very little proportion of dispatched workers and so very little impact*

こちらは、事例7ほど鮮烈ではないが、女性や高齢者の労働人口に占める割合が小さければ彼らの機会や権利は犠牲にすることができるという意味にも受け取られる。

このように、日本の学生が英語で発言する際にも倫理上の問題を孕んだ発言が多々見られ、Equity Violationは単に海外での問題とは考えられない。更に、こうした問題は外語での発話に特有な問題でもない。以下は日本国内での日本語でのスピーチの例である。

事例9-a：代理母出産合法化についてのディベート

<質疑応答>

肯定側：要は、虐待されるくらいだったら生まれない方がマシだと仰るんですか。

否定側：その通りです。

肯定側：そうなんですか。

否定側：あ、いや、そういうわけではなくてですね。結果的に虐待になるっていうのが問題です。数の問題です。

この否定側の場合は、応答の最中に自らの発言が不適切だと気づき修正を試みているのがわかる。しかし次の事例では最後まで「虐待を受ける子供の人生は不幸であり、生まれない方が彼らにとって幸せである」という主張が一貫している。

事例9-b：代理母出産合法化についてのディベート

<否定側第一スピーチ>

否定側：(前略)

3. また、特に代理出産の際体外受精を行うため多胎妊娠の可能性が高いです。中国新聞2007。妊娠率を上げるため一度に胚を二つ・三つと移植すれば、双子・三つ子が生まれる確立は当然高くなる。体外受精・胚受精による多胎妊娠率は全国で15～20%。自然妊娠で多胎になる確率の約1%に比べ非常に高い。引用終了。そして多胎妊娠は負担が大きいです。一子サイト2005。複数の胎児のため子宮が妊娠週数に比較し大きくなるため切迫流産・切迫早産になりやすく、長期の入院・安静を必要とする。中略。周産期死亡率も単胎の分娩に比較し双胎で約7倍、品胎で約40倍となり出産時の危険度が急上昇する。(中略)

デメリット2. 子供の福祉。

A) 発生過程。デメリット1でも述べたように体外受精では多胎のリスクが高いのですが、多胎は経済的・肉体的負担が高いため虐待のリスクが大幅に高まります。不妊治療によるとされる多胎は自然妊娠による多胎に比べて両親の受け取りに問題が多い場合が多いとされています。合併症。予後への虐待へのリスクが高いと。実際経験的にも証明されています。小児医療施設虐待ニグレクト調査で多胎での出産は事例は23例。当時双生児率は0.6%であったことから10%約16倍ものリスクになります。

B) 深刻性。生まれてくる子供は自分で自分を守れないので子供の福祉を優先するべきです。子の福祉を最優先しなければならない。

<質疑応答>

肯定側：ではまずデメリットの2点目、虐待についてですね。子供の福祉が優先されると仰いましたね。

否定側：はい。

肯定側：子供の福祉が優先されるというのは、虐待されるくらいなら生まれない方がマシだ、と仰っているのですか。

否定側：それに近いですね。虐待される確率が高いので、普通よりも。

肯定側：虐待された過去を持った方たちに生れなかった方がマシだった、と仰れますか。

否定側：そういうことは立論中では述べていませんね。

(中略)

肯定側：次にですね、多胎が起こるリスクについてお話になりましたね。これは一般のIVFよりも有意に高いのですか。

否定側：え、どういうことですか。あ、一般の体外受精よりも代理出産の方が高いのかということですか。それはちょっとよくわかりませんけど。

肯定側：それでは、虐待の時と同じような話ですが双子や三つ子であれば生まれない方がマシだと思いますか。

否定側：うーん、まあ、ただ普通に双子とか三つ子が生まれたラッキーぐらいだったら良いんですけど、その後虐待されるリスクがあるというふうなことであれば生まれない方がちょっとその子たちにとっていいんじゃないかなと思うんですけど。

肯定側：つまり、虐待されるリスクがあるのであれば生まれない方がマシと否定側は思っ
ていらっしゃるんですね。わかりました。

<肯定側第3スピーチ>

次、デメリットの2点目の虐待、(溜息)これをですね、非常に恐れていたわけなんです。なぜなら倫理的に非常に問題のある議論だからです。

1点目。IVF(体外受精)自体が多胎を生むのであって代理母がuniquely(固有)に多胎を生むではありません。これを言うてしまうとですね、IVFで多胎になった人皆にお前は生まなければ良かったのに、と言っていることになります。

2点目。不妊治療で生むような女は虐待する女だと言っているようなもんです。これこそが差別の助長だと思います。いいですか、もしIVF(体外受精)で子供を産むならお前は双子や三つ子を生む可能性が高い、と、それならばお前はきっと虐待するに違いない。お前は子供を産まない方が良い女だ、そう言っているわけですよね。私はこれには納得できません。

3点目。肯定側は全ての命は生まれてきて良かった命、大切な命だと考えます

4点目。子供に対して、お前は生まれなかった方が良かったとか言う人に子供の福祉を語られたくありません。否定側の議論はおかしいです。

5点目。国は生まれてきた子供を保護することに力を注ぐべきなのであって、彼らが生まれなないように力を注ぐべきではありません。

6点目。もしこれで代理母に肉体的負担がかかるということであれば、それを考慮して契約の時に重々説明して了承を取り付けてください。

<否定側総括スピーチ>

否定側：デメリット2から。デメリット2に関して私たちは綺麗ごとを話し合いたいわけではありません。つまり子供の福祉が生殖医療に置いて最優先されるべきであるというB)の話、ここは残っています。そして私のパートナーが述べたことをもう一度確認してください。つまり、国家というのはこういった代理出産を防ぐことができる。そしてそれによって社会を（不明瞭）することができる。これが通常の妊娠との違いです。子供の権利というのは社会が代弁していくべきである。ここは全く否定されていないですね。で、更に虐待の確立が高い、というこの現実的なデータ、現実的なデータが何も否定されていないですよ。色々言っていたんですけど、現実に虐待される子が多い。そしてそれを国家が防げる、何故防げないのか、そこが私たちの聞きたいことです。ですからこの時点でメリットを上回り、デメリット2に vote（投票）できると思います。

以上の否定側の主張では、特定の集団に生殖を禁じるべきという発言が公然とされ、優生思想につながるものとして不快感を見せる聴衆もいた。かつ否定側総括スピーチではこれがより理性的なデータに立脚した判断であることが強調されている。この試合の場合は対戦相手である肯定側から問題点の指摘が度重なりされているが、指摘がないためにそのまま反論を受けずに了承される場合も多い。

こうした発言が日本語でも見受けられることを考えると、文化摩擦や差別・抑圧的発言に対する反省は必ずしも外国語教育の枠の中でのみ行われるべきことではないことが分かる。しかし、外国語教育の中でも行うことにより、学習者が翻って身近な母語を同一にするコミュニティを振り返ったときにその中の多様性に気がつく切欠を与えることもあるであろう。

7. 文化過敏とされる理由

以上のような事例を問題視する動きに対しては、多文化への配慮に過敏になりすぎている¹⁶

として数々の批判が寄せられている。以下はその一例である。

*Beth: When I was a DCA at Worlds, we (including, of course, the Asian CA) were "investigated" for being racist because we didn't break certain Asian judges. No joke - the anonymous complainers had a list of judges we were "supposed" to have broken and hadn't; ergo, we were racists. We had to stop running the tournament and talk to the Equity Officer (who was obviously just doing her job) for several hours after we'd been working non-stop with basically no sleep for a week. We were "cleared" because the judging feedback for those judges was awful -- only one of them was even in the "eligible to break" bracket. Nonetheless, the fact that we had to be investigated and a "report" of the "incident" had to be produced solely because some random anonymous people claimed that other people should have broken as judges has left me ever-skeptical of the entire Worlds Equity machinery. This incident seems to reconfirm that. The idea that Ian & partner could be investigated for an equity violation for setting an un-PC topic is laughable. That Derek & Jason could be investigated for *responding* to such a topic is even more ridiculous. (And, if Jo & Mikey got in any way caught up in the investigators' tentacles, then I am even sure-r it was a farce.) 9:34 PM¹⁷*

上記は Equity Violation を指摘した側が匿名でいられることへの問題意識とも考えられ、その点については今後の構造的改善の余地があると思われる。当然ながら匿名だからこそ安心して訴えられるという集団の中に深刻な差別に直面する者がいないことの確認も必要であろう。

片方の匿名性による負担の不均衡という構造的な問題もさることながら、Equity Violation にあたる発言も以下のような場合には許容するべきであるという意見も聞かれる。

a. 私的な会話と公的な発言の差異

トランスクリプトの作成ができなかったため上記の事例には含めていないが、ある役員が「English as a Foreign Language Finals は負け犬達のためのものだ」と発言したというクレームが Equity Officer だけでなく多くの人に対してなされた。これについては私的な会話でのことであり、精確な記録もないことから関係者へのインタビューのみ行われたものと思われる。ただ、このクレームの聞き手の中には、「人間は時に悪態をつくこともあり、それは自然なことである。個人の私的な会話まで取り締まりの対象にするべきではない」という意見もあった。

b. ユーモアの許容

同様に、公的な場で多くの聴衆がいる場合も、冗談としての発言には目くじらを立てるべきではないとの意見も多い。これは特に事例5について多くの参加者からコメントが寄せられた。以下は事例5に関してインターネット上で寄せられた意見である。

- *No English or Australian debater would be so self pitying to take a throw away joke in a comedy debate seriously. This didn't even rise to the level of a bad family guy joke, it sounds completely non-serious. If this guy had gotten up and said "fuck you Sydney" nobody would have cared, it probably would have gotten a few laughs with good execution. so no, I wouldn't mind the reversal being used. At all. (8:56 PM)*
- *What an incredibly childish and pathetic debate...
ESL teams should learn to take a joke. (9:11 PM)*¹⁸

c. 自身のアイデンティティに対する卑下

また、障害者が障害者に、アジア人がアジア人に、女性が女性に対して行った差別的発言は自己批判として許容されるべきであるという意見もある。これは事例1-b や事例5に関して多く聞かれた。ただ、特に事例5については、発言者がアジア人だからこそアジア人に対する差別発言をする役回りを周囲から押し付けられたのではないかという声もあった。このように、被差別集団出身の者が外の社会で生き残るため被差別集団を糾弾することで認められようとする可能性は確かにあり、その点でこの問題は複雑である。

d. 肯定的なレッテルの許容

これは事例6に見られた議論である。マイノリティを肯定的に扱っている場合にも文化摩擦を生じるのか、もしくは差別発言と看做せるのかという問題である。例えば「ユダヤ人は裕福だ」とか「アジア人は勤勉だ」といった発言も問題があると思われるであろうか。これはステレオタイプの流布自体に問題があるのかという問いとなるであろう。

e. 単なる知識の欠如

全知全能でない限り、事実関係を錯誤する可能性を完全に排除することは不可能である。よって、悪意なしに単に知識の不足から提示された誤情報は許容すべきだとの意見は説得力がある。たとえば事例2-a や事例3の場合がこれにあたる。しかしながら、やはりマイノリティについては反論や訂正の機会が乏しく、訂正不在のまま社会的合意が作られてしまうことは公正を欠く可能性が高い。

f. 理性的吟味による解決

Debby Newman 氏をはじめとした多くの参加者、特に華々しい経歴を持つ（元）選手は、議論の根拠を吟味することによって倫理的問題を抱えた議論や誤謬を聴衆は見分けることができるという立場を取っている。これは事例9の否定側総括スピーチにも見られる考え方である。明確な理由付けや客観的なデータを求めることによって倫理に悖る議論や誤情報は容易に駆逐されると考えている。こうした意見を持つ人は非倫理的な議論は論理的ではありえないと想定しているようである。

しかし、この立場には三つの問題点がある。一点目として、事象の発生過程の説明が論理的であっても、判断基準となる価値観が非倫理的であることも多い。事例9の場合であれば、体外受精の場合統計的に多胎率や虐待率が高いということが事実であったとしても、それに基づいて体外受精を禁じるべきか、体外受精によって生まれる子は不幸かという判断は大いに感覚的である。二点目として、理由やデータを吟味するための知識や能力を反論する側や聴衆が持っている保証がない。弁論技術に格差がある場合や時間的制限が厳しい局面では吟味が尽くされない可能性もある。三点目として、問題となる発言が行われること自体による被害感情は解決できない。例えば事例5では勝敗結果に関係なく、被差別集団は差別発言自体に大きく反応している。ディベートのように論題の肯定・否定といった役割を自動的に割り振られている場合でも、論題をどのような立場から肯定・否定するかについては自由度が高い場合が多い。割り振られた役割によって差別発言を行うことを強いられるケースは稀である。事例9の場合では、同じ代理母出産に反対する否定側の議論でも、代理母にかかる身体的リスクや社会的圧力を問題とする立場に立脚したものもある。そうした複数の選択肢から話者が敢えて差別的な立場を選択したことが被差別集団に不安や怒りを抱かせるであろう。

g. 反論することによる解決

また、差別的 / 抑圧的議論は多くの反論を呼ぶため、むしろその発言によってむしろ聴衆は教育されるという意見も聞かれる。これはコミュニケーション学や議論学の学術コミュニティにも根強い考え方である。しかし、反論の機会、誤謬訂正の機会が社会的弱者には圧倒的に少ないことはユネスコのマクブライド委員会によって30年前に指摘されている¹⁹。

h. 言語の壁による表現の不適切さ

事例からは漏れたが、外語でのコミュニケーションであることが原因となって表現が時に差別的・攻撃的になる場合もあると思われる。例えば、テロリストとして訴追された者を軍事法廷と市民法廷のどちらで裁くべきかというディベートで、英語を外語とする選手が“Terrorism is a simple crime”と表現したことについて審査員から注意を受けたことがある。これについ

てはよくよく発言者に発言の意図を尋ねてみると、simple というよりは essentially や purely を意味したかったように思われた。この場合は語彙の少なさや語感理解の乏しさが原因であり、本人にはテロの被害者の心象を害する意図はなかったものと思われる。言語の習熟度が様々なコミュニティでは、たとえ差別的・攻撃的に聞こえる表現であっても言語の壁が原因となっている場合を考慮し斟酌し許容するべきであるという意見もある。

8. 考察

以上の調査結果から、以下のような考察を行った。

a. 差別/抑圧表現の深刻さ

上述のような事例の問題点として、以下のような理由から開かれた議論が阻害されることが考えられる。

- i. 聴衆に対象グループに対する誤った理解を植えつける
- ii. 聴衆に対象グループに対してより厳しい対応を取るよう促す
- iii. 聴衆に対象グループに発言権がないかのように思わせる
- iiii. 聴衆に対象グループの発言は聞く価値がないと思わせる
- v. 聴衆に対象グループの発言内容には信憑性がないと思わせる
- vi. 対象グループに見下されたと感じさせる
- vii. 対象グループの発話意欲を奪う
- viii. 対象グループの社会に能動的に関わる意欲を失わせる
- ix. 対象グループに当該コミュニティに居続けると危険だと思わせる

このような発言は、社会のマジョリティがマイノリティ（少数者・弱者）に対して行った際より深刻な結果を生むと考えられる。それは、マイノリティが反論や訂正をする機会を持たないケースや反論することに恐怖を感じるケースが多いからである。

b. 語彙訂正の枠を超えた学習・教育の必要性

差別や抑圧に通じる発言を戒める試みは現在の外国語教育においてもわずかながら見られる。しかしその殆どが政治的に正しくない語彙の訂正に留まっている²⁰。本研究の結果から、ただ単に chairman を chairperson に置き換えたり、国名の短縮を避けたり、侮蔑語の使用を禁じたりするだけでは十分でないことが明らかになった。上記のサンプルの内、明らかな侮蔑語を用いている例は1件のみである。差別的・抑圧的な言説は必ずしも攻撃的な語彙を必要としない。極めて理性的な語を用いながら冷酷非情な提案を行うことも可能である。学習者は発

言の意味を多角的に吟味する力を養う必要がある。その点を考慮した際、現在の外国語教育は不十分と言わざるを得ない。

c. 開かれた議論のためのバランス

本稿の第6項で述べたとおり、このような文化摩擦への配慮を求める動きには様々な異論が投げかけられている。こうした疑問に真摯に答え、言葉狩りに至らないバランスの取れた線を模索することが今後の大きな課題であろう。そのためには、差別発言とは何かという定義上の問いに答え、必要な異文化への配慮についても定義づけることが求められるであろう。

d. 外国語学習の責任

こうした議論では、そもそも差別発言に対する反省は各人の人格に寄るのであり、学習や教育が可能な内容ではない、とする意見もあろう。また、こうした全人教育は外国語教育ではなく、社会科や国語科、総合学習など別の教科時間に行われるべきという見解もあろう。しかしながら、多様な人が集う多言語社会での振舞いについて理解を深めることも外国語教育の重要な役割のひとつと考えられる。学習者が日本語圏外でも多様な他者と交流し、時に社会的強者となり時に社会的弱者となって様々な立場への配慮を身につけることは、翻って身近な母語を同一にするコミュニティを振り返ったときにその中の多様性に気がつく切欠を与えることもあるであろう。その気づきを促し助けていくことが今後の外国語教育には求められている。

引用・参考文献

- デイビッド・A・セイン・長尾和夫. (2002). 『使ってはいけない英語』. 河出書房新社
- Eemeren, F. H. van & Grootendorst, R. (1992). *Argumentation, Communication, and Fallacies*. Lawrence Erlbaum.
- Eemeren, F. H. van & Gootendorst, R. (1992). Relevance Reviewed: The Case of Argumentum ad Hominem. *Argumentation*, 6, 141-159.
- Eemeren, F. H. van, Garssen, B. and Meuffels, B. (2009). *Fallacies and Judgments of Reasonableness: Empirical Research Concerning thePragma-dialectical Discussion Rules*. Dordrecht: Springer.
- Hintikka, J. (1987). The Fallacy of Fallacies. *Argumentation*, 1, 211-238.
- Metcalf, R. (2005). Rethinking the Ad Hominem: A Case Study of Chomsky. *Argumentation*, 19, 29-52.
- 中島義道. (2009). 『差別感情の哲学』. 講談社.
- Schopenhauer, A. (1896). *The Art of Controversy*. Whitefish: Kessinger Publishing
- World Bank. <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/DATASTATISTICS/0,,contentMDK:20421402~pagePK:64133150~piPK:64133175~theSitePK:239419,00.html>. (2006年5月閲覧)
- World Debating Web Site. (2010). <http://worlddebating.blogspot.com/2010/01/masters-finalist-expelled-from-wudc-for.html>. (2010年11月閲覧)
- 吉田太郎. (2010). 『The Art of Worlds: Worlds Documentary Film』 (自主制作映画)
- ユネスコ (永井道雄監訳). (1980). 『多くの声, 一つの世界』. 日本放送出版協会

註

- 1 サミュエル・ハンチントンの著作のタイトル。同書には紛争は政治的イデオロギーや経済力の違いによって起きることよりも言語や宗教を異にする文明間で起きることが多いという分析が記されている。同時多発テロ後、再度注目を集めた。
- 2 選手のランキング情報。氏名、大学名と勝敗数、スピーチ得点のリストである。出身国は大学の所在地を用いた。
- 3 各国の収入レベルの分類は World Bank の以下の分類に従った。
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/DATASTATISTICS/0,,contentMDK:20421402~pagePK:64133150~piPK:64133175~theSitePK:239419,00.html>
- 4 English as the Second Language の略。
- 5 English as a Foreign Language の略。
- 6 これまでに Equity Violation を理由に警察へ通報した事例はない。但し、2001年 Australasian Intersarsity Debating Championships では、ある男性参加者が女性参加者に強制猥褻行為を行ったとして警察への通報が検討された。
- 7 英語に直訳すると “argument against personality” となるラテン語。対人攻撃的な議論を表すことが多い。

- 8 Eemeren, F. H. van, Garssen, B. and Meuffels, B. (2009). *Fallacies and Judgments of Reasonableness: Empirical Research Concerning the Pragma-dialectical Discussion Rules*. Dordrecht: Springer.
- 9 Schopenhauer, A. (1896). *The Art of Controversy*. Whitefish: Kessinger Publishing
- 10 Eemeren, F. H. van & Gootendorst, R. (1992). Relevance Reviewed: The Case of Argumentum ad Hominem. *Argumentation*, 6, 141-159.
- 11 Eemeren, F. H. van & Grootendorst, R. (1992). *Argumentation, Communication, and Fallacies*. Lawrence Erlbaum.
- 12 Metcalf, R. (2005). Rethinking the Ad Hominem: A Case Study of Chomsky. *Argumentation*, 19, 29-52.
- 13 Hintikka, J. (1987). The Fallacy of Fallacies. *Argumentation*, 1, 211-238.
- 14 吉田太一郎. (2010). 『The Art of Worlds: Worlds Documentary Film』 (自主制作映画)
- 15 中島義道. (2009). 『差別感情の哲学』. 講談社. P.46
- 16 例えば第3回 Conference on Argumentation, Empowerment of Pedagogy のパネル・ディスカッションにおいて Debby Newman 氏は、近年の Equity への取り組みについて「Overly Culturally Sensitive で評価できない」とし、審査員の議論を理性的に評価する力を信頼するべきとした。同会場では現 WUDC 評議長の Sam Greenland 氏が同様のコメントを寄せた。
- 17 2010年にインターネット上の掲示板で寄せられた2008年 WUDC バンコク大会の副審査委員長の意見。
<http://worlddebating.blogspot.com/2010/01/masters-finalist-expelled-from-wudc-for.html>
同様の事例8に関する議論が以下でも交わされている。
<http://globaldebateblog.blogspot.com/2010/01/wudc-equity-complaints-about-masters.html>
<http://globaldebateblog.blogspot.com/2010/01/woon-lee-apology-at-wudc-pours-petrol.html>
- 18 注17と同じサイトで事例5に対して2010年に寄せられた匿名意見。
<http://worlddebating.blogspot.com/2010/01/masters-finalist-expelled-from-wudc-for.html>
- 19 ユネスコ (永井道雄監訳). (1980). 『多くの声, 一つの世界』. 日本放送出版協会
- 20 たとえばデイビッド・A・セインと長尾和夫の『使ってはいけない英語』(2002年、河出書房新社)では第12章で「無神経ではいけない: 性別や民族に関わる表現」と題し PC (政治的に正しい) 表現について扱っている点が一般の教科書と異なるが、本文に挙げたような用語の修正と容姿に関わる発言は避けるようにとの助言に留まっている。